

## 令和 8 年度介護職員等医療的ケア研修事業委託仕様書

この仕様書は、令和 8 年度介護職員等医療的ケア研修事業の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 事業の目的

この事業は、岩手県内の介護保険施設、障害者支援施設、在宅介護に係る事業所及び特別支援学校等（以下「施設等」という。）の介護職員等が、利用者に対し、安全かつ適切にたんの吸引等医療的ケアを実施するために必要な知識及び技術を修得させることを目的とする。

### 2 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 3 職員の配置

職員は、専門職員を 2 名、事務補助の職員を 1 名配置するものとし、職員は従事状況を業務日誌に記録すること。

### 4 委託を予定している業務

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）に定める第一号研修及び第二号研修の実施及びそれに付随する業務（喀痰吸引等研修実施要綱（平成 24 年 3 月 30 日付け社援発 0330 第 43 号）に定める喀痰吸引等研修実施委員会に関する業務を含む。以下「法令に基づく喀痰吸引等研修」という。）の実施に必要なすべての業務。

#### (1) 喀痰吸引等研修実施委員会の開催に関すること

喀痰吸引等研修実施委員会（以下「委員会」という）の開催日程確保、委員に対する日程周知、報償費及び旅費等の交付、会議設営等開催に関すること。

なお、委員会委員の選任、議題の設定等委員会における会議の企画については、県との協議が必要であること。

#### (2) 研修の実務に関すること

資料 2-2 「令和 8 年度介護職員等医療的ケア研修事業委託実施一覧」のとおり研修を実施すること。

### 5 その他

(1) 令和 8 年度の研修の実施に当たっては、集合型での実施を基本とすること。（オンラインでの実施を基本とすることは不可。）。

(2) 演習に使用する機器については、県が保有しているものを貸与すること。

(3) 事業の実施に関し必要な事項は、県と協議すること。

(4) 研修で使用する会場の確保については、受託者が行うこと。

(5) 受注者は、個人情報の取扱いを伴う事務等を実施する際は次のイ～トに留意すること。

イ 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

ロ 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、発注者に報告すること。

ハ 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱

- う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- ニ 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- ホ 受注者は、個人情報の運搬を伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- へ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- ト 個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受注者は、発注者の指示に従うこと。
- (6) 研修の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を講じること。  
なお、新型コロナウイルス感染症等の拡大の影響等によっては、事業内容の変更、中止又は代替策による実施を指示する場合があります。